

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12月 26 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 79号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 18 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（7）の 2 緊急消防援助隊等活動手当

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（緊急消防援助隊等活動手当）

第 14 条の 2 消防職員が緊急消防援助隊（消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。）として、又は同法第 39 条第 2 項の規定に基づく協定により、災害が発生した市町村に出動し、災害応急対策等の活動に従事した場合は、緊急消防援助隊等活動手当を支給する。

2 緊急消防援助隊等活動手当の額は、活動に従事した日 1 日につき、1,080 円とする。ただし、当該活動を要する区域の全部又は一部について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）がある場合は、活動に従事した日 1 日につき、2,160 円とする。

第 26 条第 4 項の表に次のように加える。

緊急消防援助隊等活動手当	緊急出動手当
--------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。